

サイバーセキュリティ対策について

平成27年7月10日
商務流通保安グループ
電力安全課

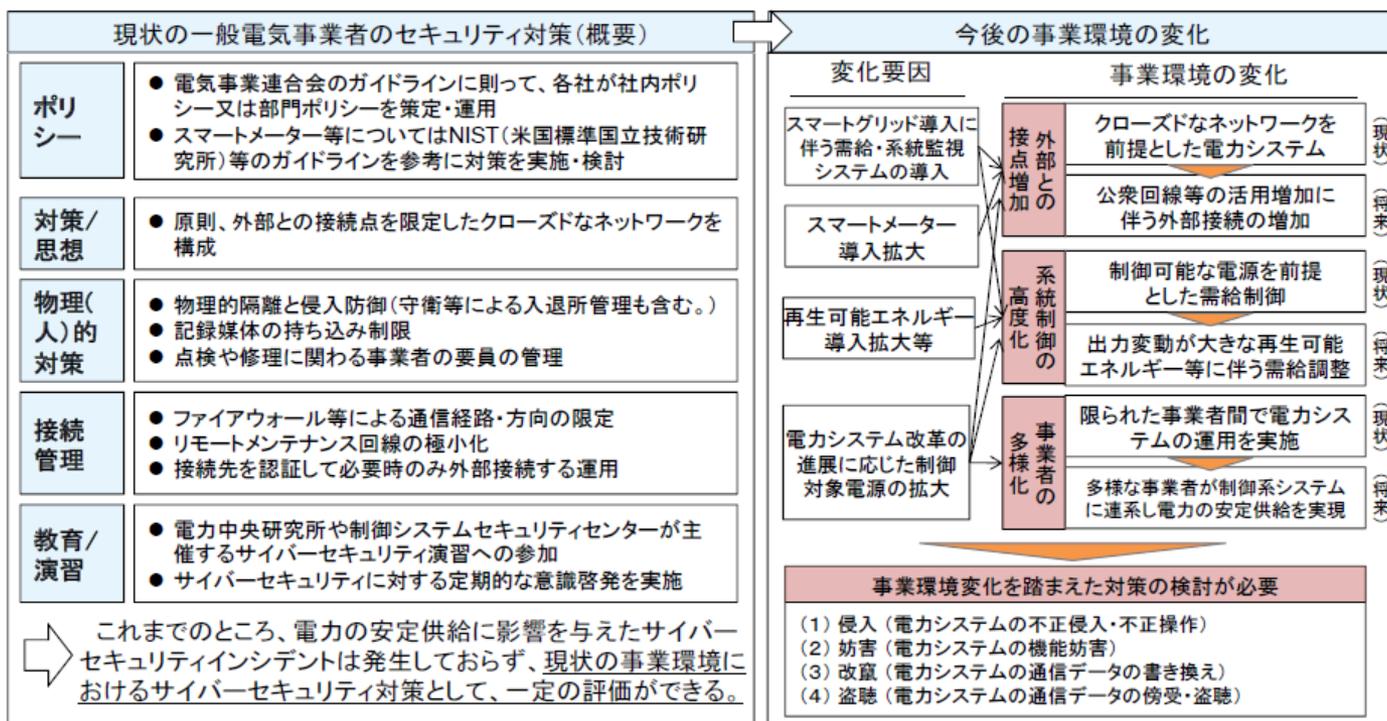
(1) 電力システムにおけるサイバーセキュリティリスクの顕在化

○ 電力システムは、現状、クローズドな制御系ネットワークにて制御・運用されており、また、一般電気事業者等において一定のサイバーセキュリティ対策が講じられているところ。

他方、今後、IT技術の高度化・電力システム改革の進展により、外部の通信ネットワークとの相互接続機会は増加。これにより、セキュリティリスクの蓋然性は高まることが見込まれ、サイバー攻撃等による電気設備の事故等の未然防止等は重要な課題。

○ 当省では、電気設備自然災害等対策WGの中でサイバーセキュリティ対策について審議し、電力分野の事業環境等も踏まえたサイバーセキュリティガイドラインの策定を提言(平成26年6月)。

○ 全政府的にも平成26年11月にサイバーセキュリティ基本法が成立。国の体制(内閣サイバーセキュリティセンターの設置等)が強化されるとともに、新たなサイバーセキュリティ戦略の策定が進められている。



(2)サイバーセキュリティ対策の今後の検討の進め方

電気事業法体系下でのサイバーセキュリティ対策のあり方を検討する。

- 電気保安規制の目的は、電気設備の損壊等による周辺被害の防止や著しい供給支障の防止。サイバー攻撃等により、このような事故が生ずるおそれがあるとすれば、電気工作物の設置者は、合理的な範囲内で対策を講ずる必要。
- とりわけ、制御系ネットワークを構成する電力システムや導入が進められているスマートメーターシステムは、サイバー攻撃等により著しい供給支障につながる可能性も否定できず、喫緊の課題。
このため、脅威の更なる深刻化が想定されるサイバー攻撃等を新たな外生的脅威(リスク)と捉え、電気事業法体系下の保安規制に組み入れて制度的に担保すべきではないか。
- 具体的には、上記について、国及び民間団体において、サイバーセキュリティ対策に関するガイドラインの策定に向けた検討が進められていることから、このうち、著しい供給支障等を防止する上で不可欠なハード対策については技術基準に、マネジメント等ソフト対策については保安規程に位置づける(電気事業法の省令に根拠規定を追加した上で、当該ガイドラインをエンドースする。)方向で今年度検討を進める。また、必要な事故報告の在り方も検討していく。

【民間ガイドラインの検討状況】

○電力システム(制御系)セキュリティガイドライン

- ・平成26年9月 日本電気技術規格委員会(JESC)(委員長 日高 邦彦 東京大学大学院 教授)で検討開始
- ・平成27年6月 同委員会情報専門部会を新たに設置、セキュリティ専門家や事業者(新電力含む)による審議開始。
- ・平成27年度中目途 ガイドラインの策定

○スマートメータシステム(統一的)セキュリティガイドラインの検討状況

- ・平成27年2月 資源エネルギー庁を中心に、スマートメーター制度検討会の下に「セキュリティ検討WG」(座長:佐々木 良一 東京電機大学 教授)を設置。
- ・平成27年7月 セキュリティ検討WG報告書取りまとめ